

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係 (国外勤務者が追加預入等をした場合の非課税規定の適用関係) 10—8 非課税貯蓄申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者》の区分）の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で障害者等（法第9条の2第1項《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》に規定する障害者等をいう。以下10—26までにおいて同じ。）に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者（障害者等に該当しないこととなった者を除き、障害者等のうち国外勤務の公務員となった者を含む。）に対する法第10条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。 (1) その者が国内に住所を有する間に非課税貯蓄申込書を提出して預入等をした預貯金等につき受ける利子、<u>収益の分配又は剰余金の配当</u>（以下10—26までにおいて「利子等」という。）については、国内に住所を有しなくなった後に当該預貯金等の口座にその利子等の繰入れ又は留守宅渡しの給与の振込み等による追加預入等が行われない限り、引き続き同項の規定を適用すること。 (2)・(3) （省略） (有価証券の預入等をする日の意義) 10—11 法第10条第3項に規定する「有価証券の預入等をする日」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうものとする。 (1)・(2) （省略） (3) 投資信託の<u>受益権</u> その設定日又は追加設定日 (4) 特定目的信託の<u>社債的受益権</u> その設定日又は受渡日 (注) 特定公募公社債等運用投資信託の<u>受益権</u>については、上記(3)に掲げる日による。	法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係 (国外勤務者が追加預入等をした場合の非課税規定の適用関係) 10—8 非課税貯蓄申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者等》の区分）の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で障害者等（法第9条の2第1項《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》に規定する障害者等をいう。以下10—26までにおいて同じ。）に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者（障害者等に該当しないこととなった者を除き、障害者等のうち国外勤務の公務員となった者を含む。）に対する法第10条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。 (1) その者が国内に住所を有する間に非課税貯蓄申込書を提出して預入等をした預貯金等につき受ける利子<u>又は収益の分配</u>（以下10—26までにおいて「利子等」という。）については、国内に住所を有しなくなった後に当該預貯金等の口座にその利子等の繰入れ又は留守宅渡しの給与の振込み等による追加預入等が行われない限り、引き続き同項の規定を適用すること。 (2)・(3) （省略） (有価証券の預入等をする日の意義) 10—11 法第10条第3項に規定する「有価証券の預入等をする日」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいうものとする。 (1)・(2) （省略） (3) 投資信託の<u>受益証券</u> その設定日又は追加設定日 (4) 特定目的信託の<u>社債的受益証券</u> その設定日又は受渡日 (注) 特定公募公社債等運用投資信託の<u>受益証券</u>については、上記(3)に掲げる日による。

法第 11 条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係

（非課税申告書の包括的記載及び継続的効力）

11—1 法第11条第4項に規定する申告書（以下11—4までにおいて「非課税申告書」という。）は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当（以下11—3までにおいて「利子等」という。）につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号《受託法人等に関するこの法律の適用》に規定する社債的受益権（以下11—3までにおいてこれらを「公社債等」という。）の債券又は受益権の異なるごと（振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと）に、かつ、その利子等の収入すべき日（記名の公社債等に係る利子等については、36—2に定める日、無記名の公社債等に係る利子等については、その支払を受ける日をいう。以下11—2までにおいて同じ。）の異なるごとに各別に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次によることができる。

- (1) 一の金融機関等の営業所等（令第51条の2第2項《公社債等に係る有価証券の記録等》に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11—2までにおいて同じ。）から支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出する場合 これらの非課税申告書は、一の書面によることができる。
- (2) 非課税申告書（上記(1)の取扱いによる申告書を含む。）に係る公社債等につき当該非課税申告書の提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合 非課税申告書の提出は当初の1回で足り、その後の各収入すべき日ごとの提出を要しない。

（注）1・2 （省略）

（振替記載等の期間の通算）

11—3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期

法第11条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係

（非課税申告書の包括的記載及び継続的効力）

11—1 法第11条第4項に規定する申告書（以下11—4までにおいて「非課税申告書」という。）は、同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする利子又は収益の分配（以下11—3までにおいて「利子等」という。）につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益証券若しくは法第224条の3第2項第6号《株式等の譲渡の対価の受領者の告知》に規定する社債的受益証券（以下11—3までにおいてこれらを「公社債等」という。）の債券又は受益証券の異なるごと（振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと）に、かつ、その利子等の収入すべき日（記名の公社債等に係る利子等については、36—2に定める日、無記名の公社債等に係る利子等については、その支払を受ける日をいう。以下11—2までにおいて同じ。）の異なるごとに各別に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次によることができる。

- (1) 一の金融機関等の営業所等（令第51条の2第2項《公社債等に係る有価証券の記録等》に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11—2までにおいて同じ。）から支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等の利子等につき非課税申告書を同時に提出する場合 これらの非課税申告書は、一の書面によることができる。
- (2) 非課税申告書（上記(1)の取扱いによる申告書を含む。）に係る公社債等につき当該非課税申告書の提出の時以後にその収入すべき日が到来する利子等のすべてについて法第11条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合 非課税申告書の提出は当初の1回で足り、その後の各収入すべき日ごとの提出を要しない。

（注）1・2 （省略）

（振替記載等の期間の通算）

11—3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期

改 正 後	改 正 前
間（(4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、措置法第8条第3項に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第3条の3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。）がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号《公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額》に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。 (1)・(2) （省略） (3) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債又は振替<u>地方債</u>の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債又は<u>地方債</u>の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。） (4) 措置法第8条第1項《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》に規定する金融機関、同条第2項に規定する<u>金融商品取引業者等</u>又は同条第3項に規定する内国法人 (5)・(6) （省略） 法第28条《給与所得》関係 （非常勤の消防団員が支給を受ける各種の手当等） 28—9 <u>消防組織法第18条</u>《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける各種の手当等については、次による。 (1) 当該非常勤の消防団員が、消防、水防等のために出動した場合に支給を受ける出動手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出動の回数に応じて支給されるもの（以下この項において「出動手当等」という。）については、28—8の「その職務を行うために要した費用の弁償」に該当するものとして差し支えない。 (2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出動の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。	間（(4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、措置法第8条第3項に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第3条の3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。）がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号《公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額》に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。 (1)・(2) （省略） (3) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。） (4) 措置法第8条第1項《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》に規定する金融機関、同条第2項に規定する<u>証券業者等</u>又は同条第3項に規定する内国法人 (5)・(6) （省略） 法第28条《給与所得》関係 （非常勤の消防団員が支給を受ける各種の手当等） 28—9 <u>消防組織法第15条</u>《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける各種の手当等については、次による。 (1) 当該非常勤の消防団員が、消防、水防等のために出動した場合に支給を受ける出動手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出動の回数に応じて支給されるもの（以下この項において「出動手当等」という。）については、28—8の「その職務を行うために要した費用の弁償」に該当するものとして差し支えない。 (2) 当該非常勤の消防団員が、その者の出動の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。

法第 30 条《退職所得》関係

（使用人から執行役員への就任に伴い退職手当等として支給される一時金）

30—2 の 2 使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。）からいわゆる執行役員に就任した者に対しその就任前の勤続期間に係る退職手当等として一時に支払われる給与（当該給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上当該給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものに限る。）のうち、例えば、次のいずれにも該当する執行役員制度の下で支払われるものは、退職手当等に該当する。

- (1) 執行役員との契約は、委任契約又はこれに類するもの（雇用契約又はこれに類するものは含まない。）であり、かつ、執行役員退任後の使用人としての再雇用が保障されているものではないこと
- (2) 執行役員に対する報酬、福利厚生、服務規律等は役員に準じたものであり、執行役員は、その任務に反する行為又は執行役員に関する規程に反する行為により使用者に生じた損害について賠償する責任を負うこと

（注） 上記例示以外の執行役員制度の下で支払われるものであっても、個々の事例の内容から判断して、使用人から執行役員への就任につき、勤務関係の性質、内容、労働条件等において重大な変動があつて、形式的には継続している勤務関係が実質的には単なる従前の勤務関係の延長とはみられないなどの特別の事実関係があると認められる場合には、退職手当等に該当することに留意する。

法第31条《退職手当等とみなす一時金》関係

（厚生年金基金等から支払われる一時金）

31—1 法第31条第2号に規定する「加入員の退職に基因して支払われるもの」又は同条第3号に規定する「加入者の退職により支払われるものその他これに類する一時金として政令で定めるもの」には、厚生年金保険法第9章《厚生年金基金及び企業年金連合会》の規定に基づいて支払われる退職一時金、確定給付企業年金法の規定に基づいて支払われる退職一時金、法人税法附則第20条第3項《退職年金等積立金に対する法人税の特例》に規定する適格退職年金契約に基づいて支払われる退職一時金又は確定拠出年金法の規定に基づいて老齢給付金として支払われる一時金のうち、次に掲げる一時金がそれぞれ含まれるものとする。

法第 30 条《退職所得》関係

（新 設）

法第31条《退職手当等とみなす一時金》関係

（厚生年金基金等から支払われる一時金）

31—1 法第31条第2号に規定する「加入員の退職に基因して支払われるもの」又は同条第3号に規定する「加入者の退職により支払われるものその他これに類する一時金として政令で定めるもの」には、厚生年金保険法第9章《厚生年金基金及び企業年金連合会》の規定に基づいて支払われる退職一時金、確定給付企業年金法の規定に基づいて支払われる退職一時金、法人税法附則第20条第3項《退職年金等積立金に対する法人税の特例》に規定する適格退職年金契約に基づいて支払われる退職一時金又は確定拠出年金法の規定に基づいて老齢給付金として支払われる一時金のうち、次に掲げる一時金がそれぞれ含まれるものとする。

改 正 後	改 正 前
(1)・(2) (省略) (3) 厚生年金基金（<u>企業年金連合会</u>を含む。）若しくは適格退職年金契約の加入員又は確定給付企業年金規約の加入者に対し、30―2の(2)及び(4)から(6)まで並びに<u>30―2の2</u>に掲げる退職に準じた事実等が生じたことに伴い加入員（厚生年金基金の場合の加算適用加入員を含む。）又は加入者としての資格を喪失したことを給付事由として支払われる一時金（当該事実等が生じたことを給付事由として、使用者から30―2の(2)及び(4)から(6)まで並びに<u>30―2の2</u>に掲げる退職手当等が支払われる場合に限る。） (注) 上記の場合において、加入員又は加入者に支払われる退職手当等が厚生年金基金規約若しくは適格退職年金契約又は確定給付企業年金規約に基づいて支払われるもののみである場合には、上記かつこ書は適用しない。	(1)・(2) (省略) (3) 厚生年金基金（<u>厚生年金基金連合会</u>を含む。）若しくは適格退職年金契約の加入員又は確定給付企業年金規約の加入者に対し、30―2の(2)及び(4)から(6)までに掲げる退職に準じた事実等が生じたことに伴い加入員（厚生年金基金の場合の加算適用加入員を含む。）又は加入者としての資格を喪失したことを給付事由として支払われる一時金（当該事実等が生じたことを給付事由として、使用者から30―2の(2)及び(4)から(6)までに掲げる退職手当等が支払われる場合に限る。） (注) 上記の場合において、加入員又は加入者に支払われる退職手当等が厚生年金基金規約若しくは適格退職年金契約又は確定給付企業年金規約に基づいて支払われるもののみである場合には、上記かつこ書は適用しない。
法第36条《収入金額》関係 （利息相当額の評価） 36―49 使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4％の利率を加算した利率（その利率に0.1％未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）により評価する。	法第36条《収入金額》関係 （利息相当額の評価） 36―49 使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における<u>いわゆる公定歩合</u>（日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率）に年4％の利率を加算した利率（その利率に0.1％未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）により評価する。
法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係 （非居住者に対する課税関係の概要） 164―1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。 なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。	法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係 （非居住者に対する課税関係の概要） 164―1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。 なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要

非居住者の区分 (法164①) 所得の種類 (法161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者	源泉徴収 (法212①、213①)
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (法164①一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (法164①二、三)	(法164①四)	
事業の所得 (法161一)	【 総 合 課 税 】 (注 1、2、3)		【非課税】	無
資産の所得 (〃 一)			【総合課税】 (注 2、3、4、5)	無 (注1、2、3、4)
その他の国内源泉所得 (〃 一)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164①四)	無
組合契約事業利益の配分 (〃 一の二)	【源泉徴収の上総合課税】		【非課税】	20%
土地等の譲渡対価 (〃 一の三)				10%
人的役務の提供事業の対価 (〃 二)				20% (注6)
不動産の賃貸料等 (〃 三)			(法164①四)	20%
利 子 等 (〃 四)	【源泉徴収の上総合課税】 (注 7、8、9、10、11)	国内事業に帰せられるもの	【源泉分離課税】 (注 11)	15%
配 当 等 (〃 五)				20% (注8、9、10)
貸付金利子 (〃 六)				20%
使用料等 (〃 七)				20%
給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 (〃 八)				20%
事業の広告宣伝のための賞金 (〃 九)				20%
生命保険契約に基づく年金等 (〃 十)				20%
定期積金の給付補てん金等 (〃 十一)				15%
匿名組合契約等に基づく利益の配分 (〃 十二)			(法164②二)	20%
	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164②一)	

(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。なお、措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の優遇税率が適用される。

〔表 5〕 非居住者に対する課税関係の概要

非居住者の区分 (法164①) 所得の種類 (法161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者	源泉徴収 (法212①、213①)
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (法164①一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (法164①二、三)	(法164①四)	
事業の所得 (法161一)	【 総 合 課 税 】 (注 1、2、3)		【非課税】	無
資産の所得 (〃 一)			【総合課税】 (注 2、3、4、5)	無 (注1、2、3、4)
その他の国内源泉所得 (〃 一)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164①四)	無
組合契約事業利益の配分 (〃 一の二)	【源泉徴収の上総合課税】		【非課税】	20%
土地等の譲渡対価 (〃 一の三)				10%
人的役務の提供事業の対価 (〃 二)				20% (注6)
不動産の賃貸料等 (〃 三)			(法164①四)	20%
利 子 等 (〃 四)	【源泉徴収の上総合課税】 (注 7、8、9、10)	国内事業に帰せられるもの	【源泉分離課税】	15%
配 当 等 (〃 五)				20% (注8、9、10)
貸付金利子 (〃 六)				20%
使用料等 (〃 七)				20%
給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 (〃 八)				20%
事業の広告宣伝のための賞金 (〃 九)				20%
生命保険契約に基づく年金等 (〃 十)				20%
定期積金の給付補てん金等 (〃 十一)				15%
匿名組合契約等に基づく利益の配分 (〃 十二)			(法164②二)	20%
	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164②一)	

(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。なお、措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の優遇税率が適用される。

改 正 後	改 正 前
2・3 （省略） 4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び令第291条第1項第1号から<u>第6号</u>までに掲げるものののみ課税される。 5～8 （省略） 9 措置法第9条の3の規定により、上場株式等に係る配当等（内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の5％以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受けるものを除く。）については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10％、平成16年1月1日から<u>平成21年3月31日</u>までの間は7％の優遇税率が適用され、<u>平成21年4月1日</u>以後は15％の軽減税率が適用される。また、公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成16年1月1日から<u>平成21年3月31日</u>までの間は7％の優遇税率が適用され、<u>平成21年4月1日</u>以後は15％の軽減税率が適用される。 10 （省略） <u>11 措置法第9条の5の2の規定により外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける剰余金の配当とみなされる。</u> <u>12 法第5条、第6条の2、第6条の3及び第7条の規定により、法人課税信託の受託者は、その信託財産に帰せられる所得についてその信託された営業所（国内又は国外の別）に応じ、内国法人又は外国法人として所得税が課される。</u>	2・3 （省略） 4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び令第291条第1項第1号から<u>第5号</u>までに掲げるものののみ課税される。 5～8 （省略） 9 措置法第9条の3の規定により、上場株式等に係る配当等（内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の5％以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受けるものを除く。）については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10％、平成16年1月1日から<u>平成20年3月31日</u>までの間は7％の優遇税率が適用され、<u>平成20年4月1日</u>以後は15％の軽減税率が適用される。また、公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成16年1月1日から<u>平成20年3月31日</u>までの間は7％の優遇税率が適用され、<u>平成20年4月1日</u>以後は15％の軽減税率が適用される。 10 （省略）
法第 180 条《国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例》関係 （届出書を提出していない外国法人） 180— 1 外国法人で既に過去数事業年度にわたり法人税に関する確定申告書を提	法第 180 条《国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例》関係 （届出書を提出していない外国法人） 180— 1 外国法人で既に過去数事業年度にわたり法人税に関する確定申告書を提

出しているものについては、法人税法第 149 条第 1 項《外国普通法人となった旨の届出》又は第 150 条第 2 項《公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出》の規定による届出書を提出していない場合であっても、令第 305 条第 1 項《外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等》に規定する申請書に国内における同項第 7 号に掲げる「その現在の事業の概要」を記載した書面を添付したときは、令第 304 条第 1 号《外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件》に掲げる要件を満たしているものとして差し支えない。

法第 181 条《源泉徴収義務》関係

（株式の配当、投資信託等の収益の分配に対する税額の簡易計算）

181—2 次に掲げる配当又は収益の分配に対する源泉徴収税額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位当たりの税額にその配当又は収益の分配の基礎となる株数又は口数（公社債投資信託の場合にあっては、1 万口を 1 口とした口数）を乗じて計算することができるものとする。

- (1) 株式の配当 1 株当たりの税額（毛位未満の端数は切り捨てることができる。）
- (2) 公社債投資信託の収益の分配 1 万口当たりの税額（厘位未満の端数は切り捨てることができる。）
- (3) 公社債投資信託以外の投資信託、特定受益証券発行信託又は特定目的信託の収益の分配 1 口当たりの税額（厘位未満の端数は切り捨てることができる。）

（オープン型の証券投資信託の終了等により分配される収益に対する税額の計算）

181—3 オープン型の証券投資信託の終了又は一部の解約により分配される収益に対する源泉徴収税額は、当該終了又は一部の解約により支払われる金額から当該支払の基因となった受益権に係る元本額と黒字の収益調整金の額との合計額（実際に信託されていなかった金額（赤字の収益調整金に相当する金額）がある場合には、当該金額を控除した残額）を控除した金額に税率を適用して計算することに留意する。

法第 183 条から第 193 条まで（源泉徴収義務及び徴収税額並びに年末調整） 共通関係

出しているものについては、法人税法第149条《外国普通法人となった旨の届出》又は第150条第 2 項《公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出》の規定による届出書を提出していない場合であっても、令第305条第 1 項《外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等》に規定する申請書に国内における同項第 7 号に掲げる「その現在の事業の概要」を記載した書面を添付したときは、令第304条第 1 号《外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件》に掲げる要件を満たしているものとして差し支えない。

法第181条《源泉徴収義務》関係

（株式の配当、投資信託等の収益の分配に対する税額の簡易計算）

181—2 次に掲げる配当又は収益の分配に対する源泉徴収税額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位当たりの税額にその配当又は収益の分配の基礎となる株数又は口数（公社債投資信託の場合にあっては、1 万口を 1 口とした口数）を乗じて計算することができるものとする。

- (1) 株式の配当 1 株当たりの税額（毛位未満の端数は切り捨てることができる。）
- (2) 公社債投資信託の収益の分配 1 万口当たりの税額（厘位未満の端数は切り捨てることができる。）
- (3) 公社債投資信託以外の投資信託又は特定目的信託の収益の分配 1 口当たりの税額（厘位未満の端数は切り捨てることができる。）

（オープン型の証券投資信託の終了等により分配される収益に対する税額の計算）

181—3 オープン型の証券投資信託の終了又は一部の解約により分配される収益に対する源泉徴収税額は、当該終了又は一部の解約により支払われる金額から当該支払の基因となった受益証券に係る元本額と黒字の収益調整金の額との合計額（実際に信託されていなかった金額（赤字の収益調整金に相当する金額）がある場合には、当該金額を控除した残額）を控除した金額に税率を適用して計算することに留意する。

法第 183 条から第 193 条まで（源泉徴収義務及び徴収税額並びに年末調整） 共通関係

改 正 後	改 正 前
(非常勤の政府職員の給与等に対する税額の計算) 183～193共―6 <u>一般職の職員の給与に関する法律</u>第22条《非常勤職員の給与》に規定する常時勤務を要しない委員等に対する手当については、法第185条の規定により徴収税額を計算する。 法第 185 条《賞与以外の給与等に係る徴収税額》関係 (兼務庁が支払う超過勤務手当に対する税額の計算) 185―7 国家公務員等に対し、基本給は本務庁が支払い、超過勤務手当は兼務庁が支払うような場合における超過勤務手当に対しては、本務庁が支払う給与等の上積みして源泉徴収税額を計算する。ただし、これを困難とするときは、法別表第2又は第3の乙欄を適用して源泉徴収税額を計算して差し支えない。 (日額表丙欄を適用する給与等に対する税額の計算) 185―8 法第185条第1項第3号の規定は、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払われる給与等で令第309条《日払の給与等の意義》に規定するもののほか、次に掲げる給与等についても適用があるものとする。この場合において、次に掲げる給与等を支払う際に徴収する税額は、労働した日ごとの給与等の額につき法別表第3の丙欄を適用して計算した税額の合計額となることに留意する。 (1) 日々雇い入れられる者の労働した日又は時間により算定される給与等で、その労働した日以外の日において支払われるもの(令第309条かつこの規定に該当するものを除く。) (2) あらかじめ定められた雇用契約の期間が2月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるもの(雇用契約の期間の延長又は再雇用により継続して2月を超えて雇用されることとなった者に当該2月を超える部分の期間につき支払われる給与等を除く。)	(非常勤の政府職員の給与等に対する税額の計算) 183～193共―6 <u>一般職の職員の給与等に関する法律</u>第22条《非常勤職員の給与》に規定する常時勤務を要しない委員等に対する手当については、法第185条の規定により徴収税額を計算する。 法第 185 条《賞与以外の給与等に係る徴収税額》関係 (兼務庁が支払う超過勤務手当に対する税額の計算) 185―7 国家公務員等に対し、基本給は本務庁が支払い、超過勤務手当は兼務庁が支払うような場合における超過勤務手当に対しては、本務庁が支払う給与等の上積みして源泉徴収税額を計算する。ただし、これを困難とするときは、法別表第2又は第3 <u>(負担軽減措置法別表第1又は第2を含む。)</u>の乙欄を適用して源泉徴収税額を計算して差し支えない。 (日額表丙欄を適用する給与等に対する税額の計算) 185―8 法第185条第1項第3号の規定は、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払われる給与等で令第309条《日払の給与等の意義》に規定するもののほか、次に掲げる給与等についても適用があるものとする。この場合において、次に掲げる給与等を支払う際に徴収する税額は、労働した日ごとの給与等の額につき法別表第3 <u>(負担軽減措置法別表第2を含む。)</u>の丙欄を適用して計算した税額の合計額となることに留意する。 (1) 日々雇い入れられる者の労働した日又は時間により算定される給与等で、その労働した日以外の日において支払われるもの(令第309条かつこの規定に該当するものを除く。) (2) あらかじめ定められた雇用契約の期間が2月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるもの(雇用契約の期間の延長又は再雇用により継続して2月を超えて雇用されることとなった者に当該2月を超える部分の期間につき支払われる給与等を除く。)

（日々雇い入れられる者の１回の就労時間が著しく長時間である場合の税額の計算）

185—10 法第185条第１項第３号に掲げる給与等の支払を受ける者の１回の就労時間が著しく長時間であるため隔日に就労することが通例となっている場合には、その１回の就労の対価である給与等については、２日間就労したことによる給与等として、法別表第３の丙欄を適用して源泉徴収税額を計算するものとする。

法第 186 条《賞与に係る徴収税額》関係

（従たる給与等から控除する扶養親族等がある場合の賞与に対する税額の計算）

186—３ 従たる給与等（法第185条第１項第２号《賞与以外の給与等に係る徴収税額》及び第186条第１項第２号に掲げる給与等をいう。以下194・195—５までにおいて同じ。）から控除する扶養親族等がある場合における法第186条第１項第２号ロの「別表第２の乙欄に掲げる税額」は、その控除すべき扶養親族等の数に応じ法別表第２の乙欄により求めた税額をいうものとする。

法第190条《年末調整》関係

（その年中に支払うべきことが確定した給与等の計算）

190—２ 法第190条第１号及び第２号に規定する「その年中に……支払うべきことが確定した給与等」の金額は、次に掲げる場合には、それぞれ次により計算することに留意する。

(1) その年の中途までその支払者から法別表第２若しくは第３の乙欄又は別表第４の乙欄を適用する給与等（以下この項において「乙欄給与等」という。）の支払を受けていた場合 その者に対しその年中に支払う乙欄給与等と法別表第２若しくは第３の甲欄又は法別表第４の甲欄を適用する給与等（以下この項において「甲欄給与等」という。）とを通算する。

(2) その年の中途までその支払者から法別表第３の丙欄を適用する給与等（以

（日々雇い入れられる者の１回の就労時間が著しく長時間である場合の税額の計算）

185—10 法第185条第１項第３号に掲げる給与等の支払を受ける者の１回の就労時間が著しく長時間であるため隔日に就労することが通例となっている場合には、その１回の就労の対価である給与等については、２日間就労したことによる給与等として、法別表第３（負担軽減措置法別表第２を含む。）の丙欄を適用して源泉徴収税額を計算するものとする。

法第 186 条《賞与に係る徴収税額》関係

（従たる給与等から控除する扶養親族等がある場合の賞与に対する税額の計算）

186—３ 従たる給与等（法第185条第１項第２号《賞与以外の給与等に係る徴収税額》及び第186条第１項第２号に掲げる給与等をいう。以下194・195—５までにおいて同じ。）から控除する扶養親族等がある場合における法第186条第１項第２号ロの「別表第２（負担軽減措置法別表第１を含む。）の乙欄に掲げる税額」は、その控除すべき扶養親族等の数に応じ法別表第２（負担軽減措置法別表第１を含む。）の乙欄により求めた税額をいうものとする。

法第 190 条《年末調整》関係

（その年中に支払うべきことが確定した給与等の計算）

190—２ 法第190条第１号及び第２号に規定する「その年中に……支払うべきことが確定した給与等」の金額は、次に掲げる場合には、それぞれ次により計算することに留意する。

(1) その年の中途までその支払者から法別表第２若しくは第３（負担軽減措置法別表第１又は第２を含む。）の乙欄又は別表第４（負担軽減措置法別表第３を含む。）の乙欄を適用する給与等（以下この項において「乙欄給与等」という。）の支払を受けていた場合 その者に対しその年中に支払う乙欄給与等と法別表第２若しくは第３（負担軽減措置法別表第１又は第２を含む。）の甲欄又は法別表第４（負担軽減措置法別表第３を含む。）の甲欄を適用する給与等（以下この項において「甲欄給与等」という。）とを通算する。

(2) その年の中途までその支払者から法別表第３（負担軽減措置法別表第２を含

改 正 後	改 正 前
下この項において「丙欄給与等」という。）の支払を受けていた場合　その者に対しその年中に支払う丙欄給与等と甲欄給与等とを通算する。 (3)　（省略） 法第203条の3《徴収税額》関係 （新旧公的年金等の差額等に対する税額の計算） 203の3—2　公的年金等の改定、裁定等が既往にさかのぼって実施されたため、既往の期間に対応して支払われる公的年金等に対する法第203条の3の規定の適用に当たっては、次に掲げる公的年金等の区分に応じそれぞれ次によるものとする。 (1)　（省略） (2)　裁定、改定等の遅延、誤びゅう等により既往にさかのぼって支払われる公的年金等 イ　当該公的年金等は、その支給額の計算の対象とされた期間に係る各々の支払期月の公的年金等とする。この場合において、法第203条の3第1号又は第2号の規定による控除額は、当該公的年金等の収入すべき日（36—14の(1)のイに掲げる日をいう。以下この(2)において同じ。）において提出されている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（新規裁定の場合には、当該公的年金等の支払をする日の前日までに提出された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に基づいて計算する。 ロ　上記の場合において、当該公的年金等が改定等に伴う新旧公的年金等の差額である場合には、上記のイの方法に代え、同一月割額グループ（当該差額の収入すべき日の属する年の異なるごとに、かつ、当該新旧公的年金等の改定等後及び改定等前の月割額の異なるごとに区分されたグループをいう。以下このロにおいて同じ。）別に、次の算式により計算して差し支えない。	む。）の丙欄を適用する給与等（以下この項において「丙欄給与等」という。）の支払を受けていた場合　その者に対しその年中に支払う丙欄給与等と甲欄給与等とを通算する。 (3)　（省略） 法第203条の3《徴収税額》関係 （新旧公的年金等の差額等に対する税額の計算） 203の3—2　公的年金等の改定、裁定等が既往にさかのぼって実施されたため、既往の期間に対応して支払われる公的年金等に対する法第203条の3の規定の適用に当たっては、次に掲げる公的年金等の区分に応じそれぞれ次によるものとする。 (1)　（省略） (2)　裁定、改定等の遅延、誤びゅう等により既往にさかのぼって支払われる公的年金等 イ　当該公的年金等は、その支給額の計算の対象とされた期間に係る各々の支払期月の公的年金等とする。この場合において、法第203条の3第1号又は第2号の規定による控除額は、当該公的年金等の収入すべき日（36—14の(1)のイに掲げる日をいう。以下この(2)において同じ。）において提出されている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（新規裁定の場合には、当該公的年金等の支払をする日の前日までに提出された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に基づいて計算する。 ロ　上記の場合において、当該公的年金等が改定等に伴う新旧公的年金等の差額である場合には、上記のイの方法に代え、同一月割額グループ（当該差額の収入すべき日の属する年の異なるごとに、かつ、当該新旧公的年金等の改定等後及び改定等前の月割額の異なるごとに区分されたグループをいう。以下このロにおいて同じ。）別に、次の算式により計算して差し支えない。

〔算式〕

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(A)} \\ \text{同一月割額グループにお} \\ \text{ける改定等後の公的年金} \\ \text{等の月割額(a)} \times \text{同一月割} \\ \text{額グループに係る支給対} \\ \text{象月数(b)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{(B)} \\ \text{(a)の金額を基に法第203} \\ \text{条の3第1号又は第2号} \\ \text{の規定により計算した控} \\ \text{除額} \times \text{(b)} \end{array} \right\} \times \underline{5\%}$$

$$- \left\{ \begin{array}{l} \text{(C)} \\ \text{同一月割額グループにお} \\ \text{ける改定等前の公的年金} \\ \text{等の月割額(c)} \times \text{(b)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{(D)} \\ \text{(c)の金額を基に法第203} \\ \text{条の3第1号又は第2号} \\ \text{の規定により計算した控} \\ \text{除額} \times \text{(b)} \end{array} \right\} \times \underline{5\%}$$

- (注) 1 { } 内の金額が赤字となる場合には、0とする。
 2 (B)又は(D)の控除額の計算については、(2)のイの取扱いに準ずる。

法第 204 条《源泉徴収義務》関係

〔原稿等の報酬又は料金（第 1 号関係）〕

（原稿等の報酬又は料金）

204— 6 法第204条第 1 項第 1 号に掲げる原稿の報酬その他の報酬又は料金に該当するかどうかについては、おおむね表 6 のとおりである。

〔表 6〕

報酬又は料金の区分	左の報酬又は料金に該当するもの	左の報酬又は料金に類似するが該当しないもの
翻訳又は通訳の報酬又は料金		手話通訳の報酬
書籍の装丁の報酬又は料金		製本の料金
版下の報酬又は料金		織物業者が支払ういわゆる意匠料又は紋切料 図案等のプレス型の彫刻料

(注) (省略)

〔算式〕

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(A)} \\ \text{同一月割額グループにお} \\ \text{ける改定等後の公的年金} \\ \text{等の月割額(a)} \times \text{同一月割} \\ \text{額グループに係る支給対} \\ \text{象月数(b)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{(B)} \\ \text{(a)の金額を基に法第203} \\ \text{条の3第1号又は第2号} \\ \text{の規定により計算した控} \\ \text{除額} \times \text{(b)} \end{array} \right\} \times \underline{10\%}$$

$$- \left\{ \begin{array}{l} \text{(C)} \\ \text{同一月割額グループにお} \\ \text{ける改定等前の公的年金} \\ \text{等の月割額(c)} \times \text{(b)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{(D)} \\ \text{(c)の金額を基に法第203} \\ \text{条の3第1号又は第2号} \\ \text{の規定により計算した控} \\ \text{除額} \times \text{(b)} \end{array} \right\} \times \underline{10\%}$$

- (注) 1 { } 内の金額が赤字となる場合には、0とする。
 2 (B)又は(D)の控除額の計算については、(2)のイの取扱いに準ずる。

法第 204 条《源泉徴収義務》関係

〔原稿等の報酬又は料金（第 1 号関係）〕

（原稿等の報酬又は料金）

204— 6 法第204条第 1 項第 1 号に掲げる原稿の報酬その他の報酬又は料金に該当するかどうかについては、おおむね表 6 のとおりである。

〔表 6〕

報酬又は料金の区分	左の報酬又は料金に該当するもの	左の報酬又は料金に類似するが該当しないもの
翻訳の報酬又は料金		通訳の報酬
書籍の装丁の報酬又は料金		製本の料金
版下の報酬又は料金		織物業者が支払ういわゆる意匠料又は紋切料 図案等のプレス型の彫刻料

(注) (省略)

改 正 後	改 正 前
法第 205 条《徴収税額》関係 （賞品の評価） 205— 9 次に掲げる物等に係る令第321条に規定する「金銭以外のものを譲渡するものとした場合にその対価として通常受けるべき価額」は、それぞれ次による。 (1) <u>公社債、株式又は貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権</u> その受けることとなった日の価額 (2)～(7) （省略） <u>附 則</u> <u>（経過的处理）</u> <u>この法令解釈通達による改正後の 185—7、185—8、185—10、186—3、190—2 及び203の3—2の取扱い、平成19年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等から適用する。</u>	法第 205 条《徴収税額》関係 （賞品の評価） 205— 9 次に掲げる物等に係る令第321条に規定する「金銭以外のものを譲渡するものとした場合にその対価として通常受けるべき価額」は、それぞれ次による。 (1) <u>公社債券、株券又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券</u> その受けることとなった日の価額 (2)～(7) （省略） （新 設）